

大黒柱が亡くなったら

遺族基礎年金

遺族基礎年金を受けられるのは、こんな人たちです



遺族基礎年金額（年額）※

子が1人の配偶者の場合は **105万800円**
子1人の場合は **81万6,000円**

※令和6年度の年金額は前年度より、2.7%の引き上げとなります。この冊子では昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額を表示しています。

子の人数によって
加算があります



子とは？

◎子の要件は12ページの障害基礎年金と同様です。

遺族基礎年金とは

国民年金の加入者などが亡くなったときに生計を維持されていた子*のいる配偶者または子が受ける年金です。

*子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級、2級の障害がある子のことです。子が要件を満たさなくなると、受ける権利がなくなります。

対象となる人

亡くなった人 → ①国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）や②老齢基礎年金を受けている人、受けられる人。

受けとる人 → 亡くなった人に生計を維持されていた子のいる配偶者か子。

受給するための要件

上記①の場合、死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていなかった期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、死亡日が令和8年（2026年）3月31日までにある場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

遺族基礎年金額（年額）

● 配偶者が受ける場合

子が1人いる配偶者…… **105万800円**
子が2人いる配偶者…… **128万5,600円**
子が3人いる配偶者…… **136万3,900円**

子が3人以上の場合
は子が2人いる配偶者の額に1人につき7万8,300円を加算

● 子が受ける場合

1人のとき…… **81万6,000円**
2人のとき…… **105万800円**
3人のとき…… **112万9,100円**

子が3人以上の場合
は子が2人の額に1人につき7万8,300円を加算